

令和7年度 第9回千葉市障害者介護給付判定審査会美浜区審査部会議事要旨

1 日 時 令和7年12月12日（金）18時30分～

2 会 場 美浜保健福祉センター4F健康増進室

3 出席者 （委員）関根委員、大越委員、木村委員、並木委員、前田委員
（事務局）高齢障害支援課

藤崎主査、今泉主任主事、木村主事、伏島主事、芝崎主事

4 議 題 （1）障害支援区分の審査判定について（42件）

（2）支給決定案（諮問審議）への意見について（3件）

（3）その他

5 議事の概要

（1）障害支援区分の審査判定について（審査判定結果）

ア 一次判定について

（ア）一次判定を修正しなかったもの	42件
（イ）一次判定を修正したが、一次判定結果に変化がなかったもの	0件
（ウ）一次判定を修正し、一次判定結果に変化があったもの	0件

イ 二次判定について

（ア）一次判定を変更しなかったもの	39件
（イ）一次判定を変更したもの	3件

ウ その他

（ア）判定結果の有効期限を3か月以上3年未満に変更することが適當であると判断したもの	0件
（イ）判定結果が非該当となったが、訓練等給付等のサービス利用が適當との意見を付したもの	0件

（2）支給決定案への意見について（諮問審議結果）

ア 支給決定案を妥当と認める。	3件
イ 支給決定案から変更することが妥当であると認める。	0件
ウ 125%を超える支給決定は不要と認める。	0件

（3）その他

次回の審査部会の開催は、令和8年1月9日（金）に決定。審査案件数は未定。

6 審査判定結果

(1) 事案 1～10

一次判定、二次判定とともに変更なし。有効期間 3 年。

(2) 事案 11

ア 一次判定

変更なし

イ 二次判定

医師意見書の「6.その他特記すべき事項」から、より長い時間を介護に要すると判断されるため、区分を「5」→「6」に変更。有効期間 3 年。

(3) 事案 12～19

一次判定、二次判定とともに変更なし。有効期間 3 年。

(4) 事案 20

ア 一次判定

変更なし

イ 二次判定

医師意見書の「6.その他特記すべき事項」から、より長い時間を介護に要すると判断されるため、区分を「1」→「2」に変更。有効期間 3 年。

(5) 事案 21～31

一次判定、二次判定とともに変更なし。有効期間 3 年。

(6) 事案 32

ア 一次判定

変更なし

イ 二次判定

医師意見書の「1.傷病に関する意見」から、より長い時間を介護に要すると判断されるため、区分を「5」→「6」に変更。有効期間 3 年。

(7) 事案 33～42

一次判定、二次判定とともに変更なし。有効期間 3 年。

7 諸問審議結果

支給決定案を妥当と認める。(3 件)